第209
受
27.5.12
付
小郡三井医師会

福県医発第433号（地）
平成27年5月11日

各　医　師　会　長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松　田　峻一良
（公印省略）

平成27年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて（通知）

平成27年度生活保護法による出産扶助については、生活保護基準の改定により、別紙のとおり取り扱う旨、福岡県福祉労働部長より通知が参りましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　廣瀬真恵

２７保援第１３３号
平成２７年４月８日

福岡県医師会長　殿

福岡県福祉労働部長
（保護・援護課保護医療係）

平成２７年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて（通知）

生活保護法の運営に当たっては、平素から御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成２７年度生活保護法による出産扶助については、生活保護基準の改定により、別紙のとおり取り扱いますので、ご了知くださいますようお願いします。

福岡県医師会
受付
27.4.-9
会計
287

生活保護法による出産扶助の取り扱い（27．4．1）

1　福岡市で出産した場合について

NO. 1

（児童福祉法第36条の助産施設は除く）

1　基準額	施設分べん　247,000 円以内 （特別基準　293,000 円以内） 居宅分べん　249,000 円以内　※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2　加算 (1)入院料	ア　病院、診療所での分べん 6 日入院の場合　120,540 円以内 7 日入院の場合　140,630 円以内 8 日入院の場合　160,720 円以内	イ　助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合　68,268 円以内 7 日入院の場合　79,646 円以内 8 日入院の場合　90,024 円以内
(2)衛生材料費	5,600 円以内	5,600 円以内
3　施設分べん 出産扶助の合計 （基準＋入院料 ＋衛生材料費）	ア　病院、診療所での分べん 一般基準　特別基準 6 日入院　373,140 円以内　419,140 円以内 7 日入院　393,230 円以内　439,230 円以内 8 日入院　413,320 円以内　459,320 円以内	イ　助産師、助産所等施設での分べん 一般基準　特別基準 6 日入院　320,868 円以内　366,868 円以内 7 日入院　332,246 円以内　378,246 円以内 8 日入院　342,624 円以内　388,624 円以内
4　居宅分べん	基準額　249,000 円以内（特別基準　293,000 円以内）　衛生材料費　5,600 円以内 合　計　254,600 円以内（特別基準　298,600 円以内）	
5　異常分べん	分べん料 施設分べん基準額　247,000 円以内（特別基準　293,000 円以内）　衛生材料費　5,600 円以内 合　計　252,600 円以内（特別基準　298,600 円以内） 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。（別冊問答集　問7－127参照）	
6　人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。（別冊問答集　問7－128参照） 施設分べん基準額　247,000 円以内　（特別基準は適用しない） 衛生材料費　5,600 円以内	
7　制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額（施設分べん、居宅分べん、特別基準）に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

〈参　考〉　　入　院　料　算　定　基　礎　（単位：点）

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算（14日以内）	地　域加　算	療養環境加　算	食　事療　養　費	適用合計点数（1日当たり）
	10対1　1,332	450	10	25	192	2,009

助産師、助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算（7日以内）	加算	地　域加　算	食　事療　養　費	適用合計点数（1日当たり）	
						7日以内	14日以内
	14日以内　861	100	15	10	151.8	1,137.8	1,037.8

（注）①　病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。
②　食事療養費は病院、診療所は（Ⅰ）、助産師、助産所等施設は（Ⅱ）を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(27．4．1)

2　北九州市・筑紫野市・春日市・太宰府市・糸島市・福津市・糟屋郡宇美町・糟屋郡新宮町・糟屋郡粕屋町で出産した場合について

（児童福祉法第36条の助産施設は除く）

1　基準額	施設分べん　247,000 円以内 （特別基準　293,000 円以内） 居宅分べん　249,000 円以内　※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2　加算 (1)入院料	ア　病院、診療所での分べん 6 日入院の場合　120,120 円以内 7 日入院の場合　140,140 円以内 8 日入院の場合　160,160 円以内	イ　助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合　67,848 円以内 7 日入院の場合　79,156 円以内 8 日入院の場合　89,464 円以内
(2)衛生材料費	5,600 円以内	5,600 円以内
3　施設分べん 出産扶助の合計 （基準＋入院料 ＋衛生材料費）	ア　病院、診療所での分べん 一般基準　特別基準 6 日入院　372,720 円以内　418,720 円以内 7 日入院　392,740 円以内　438,740 円以内 8 日入院　412,760 円以内　458,760 円以内	イ　助産師、助産所等施設での分べん 一般基準　特別基準 6 日入院　320,448 円以内　366,448 円以内 7 日入院　331,756 円以内　377,756 円以内 8 日入院　342,064 円以内　388,064 円以内
4　居宅分べん	基準額　249,000 円以内　（特別基準　293,000 円以内）　衛生材料費　5,600 円以内 合　計　254,600 円以内　（特別基準　298,600 円以内）	
5　異常分べん	分べん料 施設分べん基準額　247,000 円以内　（特別基準　293,000 円以内）　衛生材料費　5,600 円以内 合　計　252,600 円以内　（特別基準　298,600 円以内） 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。（別冊問答集　問7－127参照）	
6　人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。（別冊問答集　問7－128参照） 施設分べん基準額　247,000 円以内　（特別基準は適用しない） 衛生材料費　5,600 円以内	
7　制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額（施設分べん、居宅分べん、特別基準）に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

〈参　考〉　　入　院　料　算　定　基　礎　（単位：点）

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算（14日以内）	地　域加　算	療養環境加　算	食　事療　養　費	適用合計点数（1日当たり）
	10対1　1,332	450	3	25	192	2,002

助産師、助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算（7日以内）	加算	地　域加　算	食　事療　養　費	適用合計点数（1日当たり）	
						7日以内	14日以内
	14日以内　861	100	15	3	151.8	1,130.8	1,030.8

（注）①　病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。
②　食事療養費は病院、診療所は（Ⅰ）、助産師、助産所等施設は（Ⅱ）を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い（27．4．1）

3　福岡市・北九州市・筑紫野市・春日市・太宰府市・糸島市・福津市・糟屋郡宇美町・糟屋郡新宮町・糟屋郡粕屋町以外で出産した場合について

（児童福祉法第36条の助産施設は除く）

1　基準額	施設分べん　247,000 円以内 （特別基準　293,000 円以内） 居宅分べん　249,000 円以内　※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2　加算 （1）入院料	ア　病院、診療所での分べん 6 日入院の場合　119,940 円以内 7 日入院の場合　139,930 円以内 8 日入院の場合　159,920 円以内	イ　助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合　67,668 円以内 7 日入院の場合　78,946 円以内 8 日入院の場合　89,224 円以内
（2）衛生材料費	5,600 円以内	5,600 円以内
3　施設分べん出産扶助の合計 （基準＋入院料＋衛生材料費）	ア　病院、診療所での分べん 一般基準　特別基準 6 日入院　372,540 円以内　418,540 円以内 7 日入院　392,530 円以内　438,530 円以内 8 日入院　412,520 円以内　458,520 円以内	イ　助産師、助産所等施設での分べん 一般基準　特別基準 6 日入院　320,268 円以内　366,268 円以内 7 日入院　331,546 円以内　377,546 円以内 8 日入院　341,824 円以内　387,824 円以内
4　居宅分べん	基準額　249,000 円以内　（特別基準　293,000 円以内）　衛生材料費　5,600 円以内 合　計　254,600 円以内　（特別基準　298,600 円以内）	
5　異常分べん	分べん料 施設分べん基準額　247,000 円以内　（特別基準　293,000 円以内）　衛生材料費　5,600 円以内 合　計　252,600 円以内　（特別基準　298,600 円以内） 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。（別冊問答集　問7－127参照）	
6　人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。（別冊問答集　問7－128参照） 施設分べん基準額　247,000 円以内　（特別基準は適用しない） 衛生材料費　5,600 円以内	
7　制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記　1　基準額（施設分べん、居宅分べん、特別基準）に 30,000円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして認定する。	

〈参　考〉　　入　院　料　算　定　基　礎　（単位：点）

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算（14日以内）	地　域加　算	療養環境加　算	食　事療　養　費	適用合計点数（1日当たり）
	10対1　1,332	450		25	192	1,999

助産師、助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算（7日以内）	加算	地　域加　算	食　事療　養　費	適用合計点数（1日当たり）	
						7日以内	14日以内
	14日以内　861	100	15		151.8	1,127.8	1,027.8

（注）①　病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。
②　食事療養費は病院、診療所は（Ⅰ）、助産師、助産所等施設は（Ⅱ）を適用、いずれも3食分で算出。